

岡山市立中山中学校部活動ガイドライン〔活動指針〕

令和5年4月5日

I 本校が目指す部活動

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや芸術・文化に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともにバランスのとれた心身の成長と豊かな生活を送ることができるようにする。

部活動の意義

- 異年齢の交流の中で貴重な体験ができる。
- 心身をリフレッシュさせることができる。
- 仲間とともに自主的・自発的に活動できる。
- 生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しむ能力や態度を育てることができる。
- 体力の向上と健康の保持増進を図ることができる。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合うことができる。
- 自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成することができる。
- 共通の目標に向かって努力することができる。
- 顧問と生徒、生徒同士の信頼関係を深めることができる。

II 部活動の運営について

1 適切な運営のための体制整備

- 活動方針や年間・月間の活動計画等を作成し、文書等で配付する。
- 生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。
- 毎月の活動計画等の確認により、各部活動の活動内容を把握し、適切に休養日を設け、生徒が安全に活動を行い、教職員にとっても負担が過度とならないようにする。
- 大会や練習試合等の参加については、日程等を十分に考慮し、過度な負担にならないようにする。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 体罰やハラスメントは、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、全ての指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると再認識し、セクハラ行為の禁止はもちろん指導中の言動や態度にも充分注意する。
- トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、過度の練習がスポーツ障害やリスクを高めることや運動能力の向上につながらないこと等を理解する。生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃えつきて嫌になってしまうこと）することなく、生涯にわたってスポーツや芸術・文化を楽しみ、それぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニング等も取り入れ、休養をとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

【休養日】 週当たり2日以上の休養日进行ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」とする。）の少なくとも1日以上を休養日とする。

【活動時間】 1日の活動時間は、平日2時間以内、休業日（長期休業期間中及び「週末」を含む。）は3時間以内とする。ただし、大会等への参加などによりやむを得ず土曜日や日曜日に活動した場合は、必ず代替休養日进行確保する。

※「活動時間」とは、実際の活動時間を意味する。会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習時間の試合間の休憩、見学等は含まない。

※ 始業前の活動（朝練習など）については、1日の活動時間に関含み、放課後の活動時間が充分にとれない場合等に、学校生活や家庭等へ配慮した上で行う。

※ 長期休業中の休養日の設定は学期中に準じた扱いとする。また、閉庁日3日間を包含み、1週間程度の休養期間を进行けることとする。（8月中旬・年末年始の2回）

4 安全管理と事故防止について

○ 校長及び部活動顧問は活動における安全管理について指導監督体制を整備し、生徒が常に安全に活動できるよう事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内での研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

○ 気候環境が著しく変動する傾向がある中で、学校管理下の活動、とりわけ夏季の部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組の強化が急務となっている。暑さ指数等を参考に学校の置かれている環境や生徒の実態に応じた防止対策等により、生徒の安全確保の徹底を図る。

5 その他

○ この活動方針は、「岡山市部活動ガイドライン」を受けて策定したものである。ここに記載されていないものについては、「岡山市部活動ガイドライン」に準じるものとする。

○ 平成30年12月に文化庁からの「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定を受けて、令和2年度より、文化部活動についても、本ガイドラインに則する。

○ 本校部活動に関わる、その他の事項については「部活動要項」等で、年度初めに示す。

* 岡山市部活動ガイドライン

岡山市教育委員会が岡山市内の公立中学校における適切な部活動の運営に向けて、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や同年9月に岡山県教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、部活動のあるべき姿を明確にし、生涯にわたる心身の健康を保持増進し、スポーツや芸術・文化に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにするために平成31年1月に策定し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定を受けて、令和2年4月に改訂したものです。

さらに、令和2年9月には、スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、令和5年度以降、休日部活動の段階的な地域移行が示されました。これを受けて、休日部活動の地域移行を段階的に進めつつ、現在行われている部活動についても引き続き速やかな改革が求められていることから、改訂をしました。なお、岡山市ガイドラインは令和5年1月から試行期間とし、令和5年4月から適用とします。